

深浦ウィンドファーム合同会社「(仮称) 深浦ウィンドファーム事業環境
影響評価方法書」に対する勧告について

令和5年2月20日
経済産業省
商務情報政策局
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の8第1項の規定に基づき、(仮称) 深浦ウィンドファーム事業環境影響評価方法書について、深浦ウィンドファーム合同会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第3項の規定に基づき、青森県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

なお、当該案件は、第2種事業であるが、環境影響評価法第4条第6項の規定に基づき、環境影響評価その他の手続を行うこととしたものであるため、計画段階環境配慮書に係る手続は行われていない。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

場 所：青森県西津軽郡深浦町
原動力の種類：風力(陸上)
出 力：最大48,000kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環境影響評価方法書受理	令和 4年 6月27日
住民意見の概要等受理	令和 4年 9月21日
青森県知事意見受理	令和 4年12月20日
経済産業大臣勧告発出	令和 5年 2月20日

問合せ先：電力安全課 長尾、須之内
電話03-3501-1742(直通)

深浦ウインドファーム合同会社「(仮称)深浦ウインドファーム事業環境影響
評価方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 水質の調査に当たっては、近年の集中豪雨による降雨の傾向を踏まえ、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 樹洞性生物の棲息に適する樹洞が生じている可能性のある大径木の所在を確認すること。
3. 生態系の上位性注目種については、採餌環境等の生息状況を踏まえ、適切に選定を行うこと。

(青森県知事からの意見書の写しを添付)